

事 務 連 絡
令和2年2月26日

会 員 各 位

安房医師会長 原 徹
公衆衛生担当理事 石井義縁

公衆衛生に関する情報提供について

日頃より、安房医師会へのご支援ご協力をいただき大変感謝申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり日本医師会等より通知がございましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料について
(令和2年2月22日 日医(健Ⅱ281F) 全6枚)

以上

なお、下記にて情報公開してございます。

安房医師会ホームページ <http://www.awa-ishikai.jp/>

安房医師会トップ→ → 新着情報

公益社団法人安房医師会 事務局
〒294-0045 館山市北条2578番地27
TEL 0470-22-0228
FAX 0470-22-4035

(健Ⅱ 281F)

令和2年2月22日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

総務担当

救急災害担当

公衆衛生担当

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料について

新型コロナウイルス感染症に係る医療体制に関し、同感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、現在、全ての都道府県において、「帰国者・接触者外来」及び同外来への受診を促す「帰国者・接触者相談センター」が設置されております。

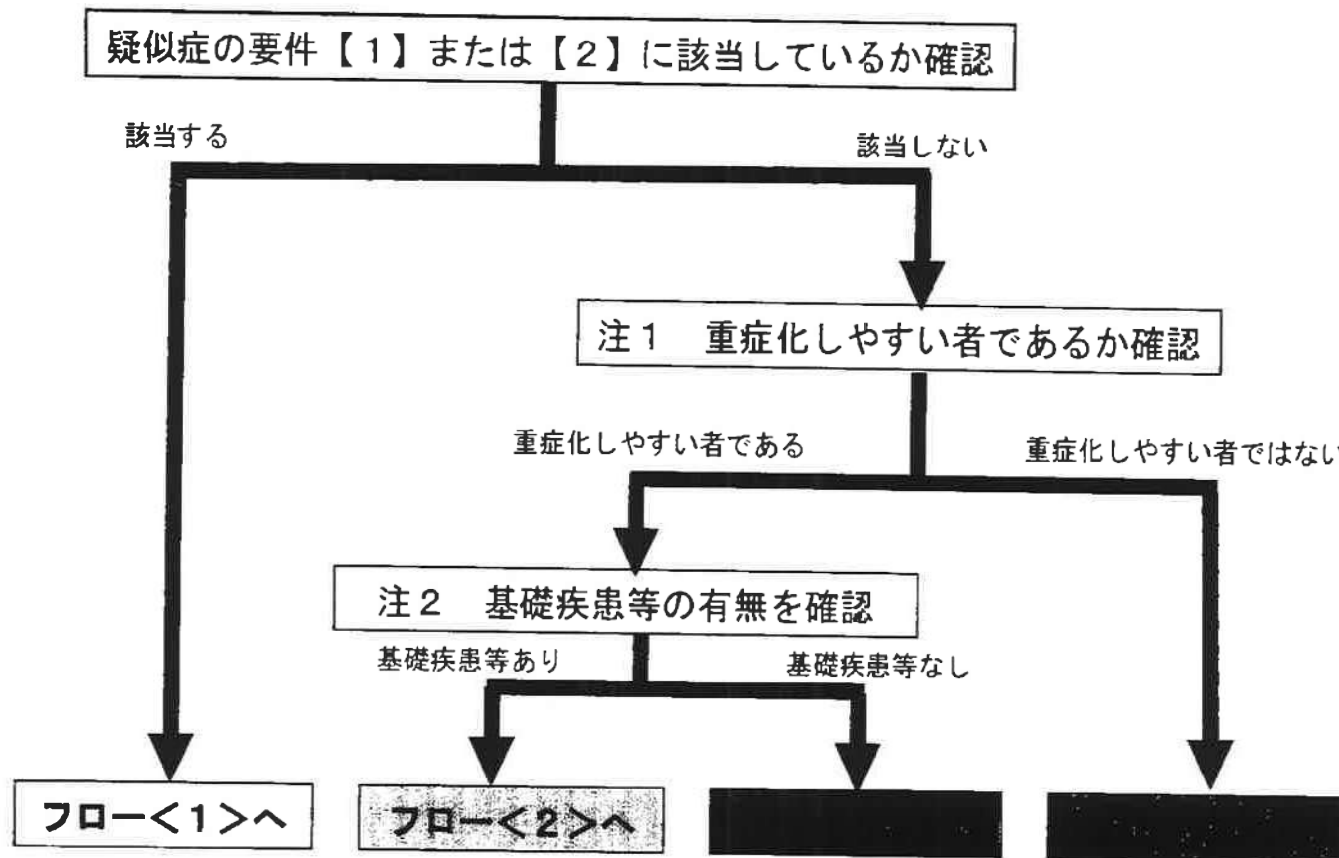
今般、上記対応に係る補足資料(Q&A)について、厚生労働省が示した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」を踏まえた内容に更新され、別添のとおり各都道府県等衛生主管部(局)あて周知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

特に、別添1のフロー図においては、「帰国者・接触者相談センター」に相談後の患者の流れが整理されており、同センターで疑い例に該当しないと判断された場合であっても、当該患者がかかりつけ医等のいる医療機関を直接受診するのではなく、まず電話で相談し、かかりつけ医の対応方針に従うこととされておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



※厚生労働省文書(事務連絡、Q&A)は文書管理システム及び本会HPに掲載いたします。



疑似症の要件【1】【2】

【1】発症から2週間以内に「新型コロナウイルス感染者」と濃厚接触をした者で、
①発熱 または ②呼吸器症状を有する者

【2】発症から2週間以内に「湖北省又は浙江省を訪問した者」または
「湖北省又は浙江省への渡航歴がある者と濃厚接触をした者」で
①発熱37.5度以上 かつ ②呼吸器症状を有する者

(詳しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」(令和2年2月12日厚生労働省結核感染症課事務連絡)をご参照ください。)

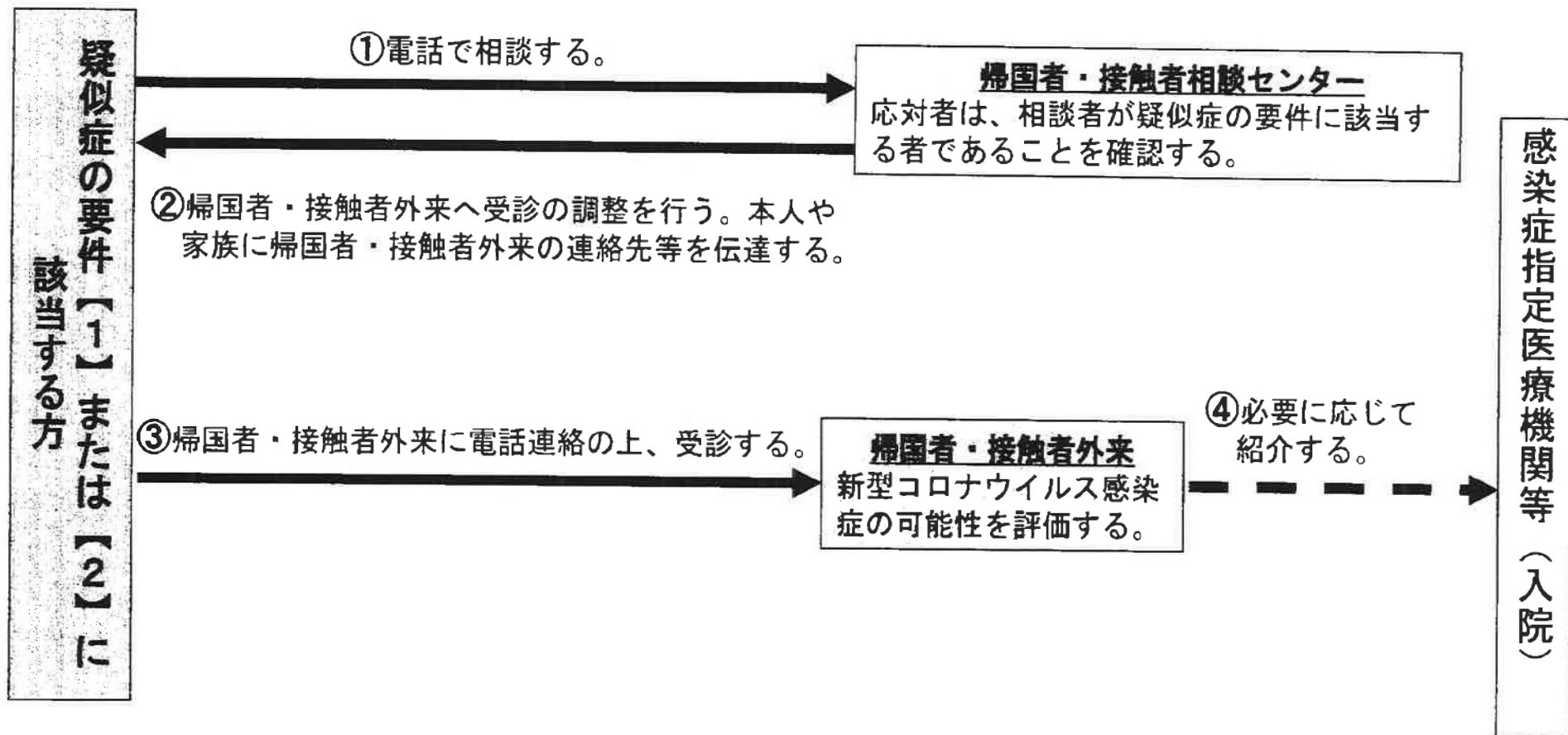
注1【重症化しやすい者】

- ・基礎疾患がある者
- ・妊婦
- ・高齢者
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者

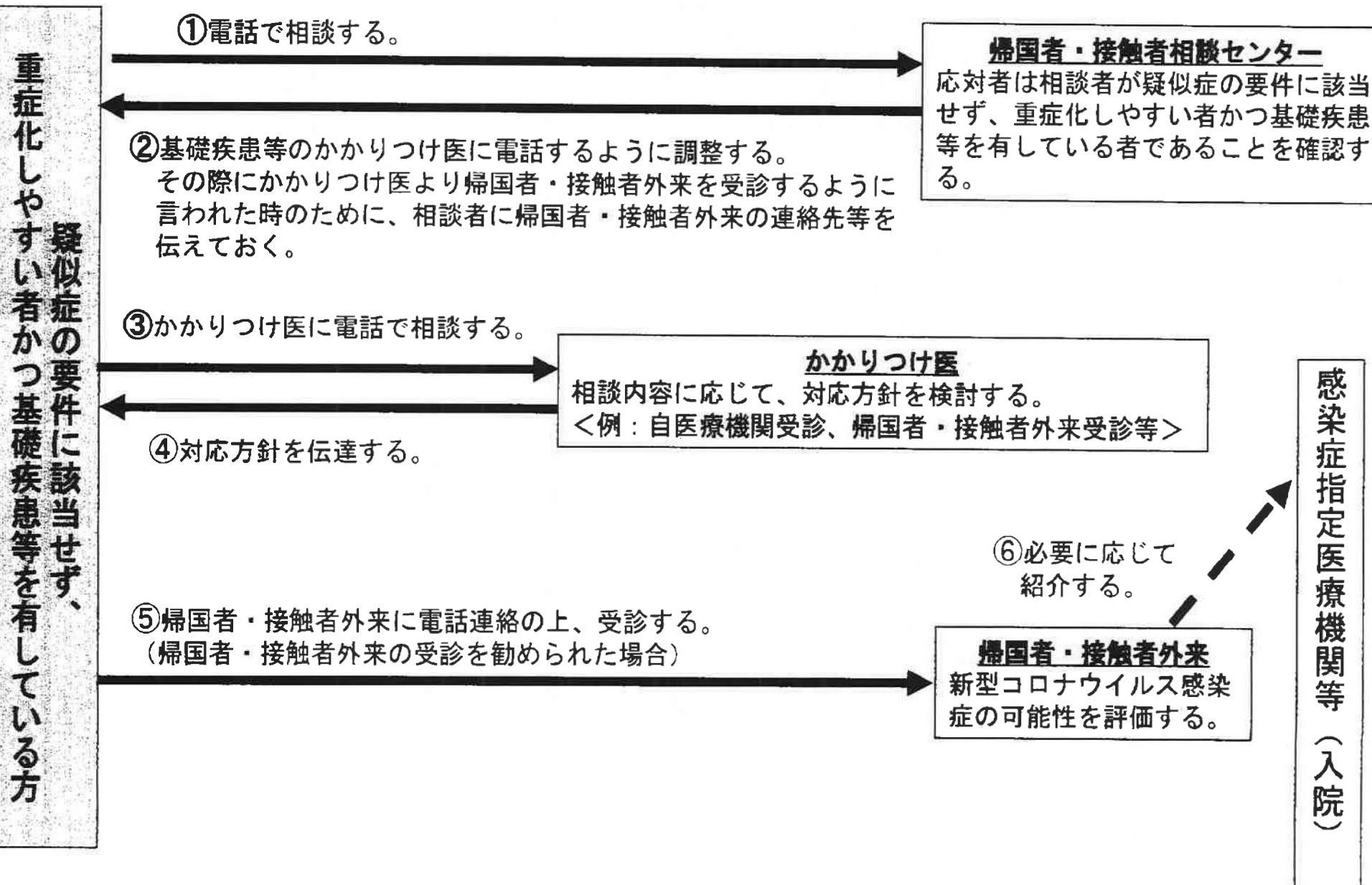
注2【基礎疾患等】

- ・糖尿病
- ・心不全
- ・呼吸器疾患
- ・透析加療中
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている
- ・妊娠

フロー<1>



フロー<2>



重症化しやすい者であるが、
疑似症の要件に該当せず、
基礎疾患等を有していない方

①電話で相談する。

帰国者・接触者相談センター

対応者は、相談者が疑似症の要件に該当せず、
重症化しやすい者であるが、基礎疾患等を有し
ていない者であることを確認する。

②帰国者・接触者外来へ受診の調整を行う。本人や家族
に帰国者・接触者外来の連絡先等を伝達する。

③帰国者・接触者外来に
電話連絡の上、受診する。

帰国者・接触者外来

新型コロナウイルス感染
症の可能性を評価する。

④必要に応じて紹介する。

感染症指定医療機関等（入院）

感染症指定医療機関等（入院）

⑥必要に応じて紹介する。

帰国者・接触者外来
新型コロナウイルス感染症の可能性を評価する。

帰国者・接触者相談センター
(1) 対応者は、相談者が疑似症の要件に該当せず、重症化しやすい者でないことを確認する。
(2) 風邪の症状が発現してから帰国者・接触者相談センターに相談するまでの間に同じ症状で医療機関を受診したかを確認する。

※: 風邪の症状が始まってからどこの医療機関も受診していない場合は、帰国者・接触者外来へ受診の調整を行う。
本人や家族に帰国者・接触者外来の連絡先等を伝達した上で、⑤へ。

以前受診した医療機関
相談内容に応じて、対応方針を検討する。
＜例: 自医療機関受診、帰国者・接触者外来受診等＞

①電話で相談する。

②以前受診した医療機関に電話で問い合わせるように調整を行い、その際にその医療機関から帰国者・接触者外来を受診するように言われた時のために、帰国者・接触者外来の連絡先等を伝えておく。

③以前受診した医療機関へ電話する。

④対応方針を伝達する。

⑤帰国者・接触者外来に電話連絡の上、受診する。
(帰国者・接触者外来の受診を勧められた場合)

疑似症の要件に該当せず、
重症化しやすい方で無い方